

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成16年4月14日

京都市長 梶本 頼兼

建築物の所在地、用途及び構造	命令を受けた者の住所及び氏名	命令年月日	命令の内容	根拠条項
伏見区深草大亀谷 金森出雲町1番地 78 一戸建ての住宅 木造2階建て	京都市伏見区深草 大亀谷金森出雲町 1番地81 堀田 輝雄	平成16年 3月2日	工事の施工を停止すること。	第9条 第10項
左京区田中里ノ内 町91番地 一戸建ての住宅 木造2階建て	京都市左京区田中 南西浦町16番地 川口 きみ代 京都市左京区田中 飛鳥井町83番地 株式会社ナカムラ 代表取締役中村幸 太郎	平成16年 3月23日	工事の施工を停止すること。	第9条 第10項

(都市計画局建築指導部監察課)